

会 派 代 表 質 問 通 告 書

2026年2月24日

高島市議会議長 河越 安実治 様

会 派 名 (日本共産党高島市議団)
高島市議会議員 13番 森脇 徹

次の事項について質問いたしたいので通告します。

※質問項目（番号）が2以上ある場合は、次のどちらかに○をつけてください。

- ・質問番号1の用紙にだけご記入ください。
- ・質問が一つだけの場合は必然的に1となりますので、記入は不要です。

初問は { 1. 全項目一括質問一括答弁
2. 項目ごとに一括質問一括答弁

| | |
|---|-------------------|
| (質問番号4) 発 言 事 項 | いちご事件、市民は解明を求め続ける |
| 要 旨 (項目だけでなく、質問の趣旨が理解できるように記入してください。) | |
| <p>Ⅰ いちご補助金未回収事件は、発生から3年目を迎える。本件では、債権回収訴訟と住民訴訟が提訴され、債権回収訴訟は確定したが、その後、債権回収がどの様に進められているか報告もない。また、住民訴訟は公判8回で継続中だ。市民からは「回収と解明には、捜査機関の強い解明力を期待するが、市はどこまで捜査機関を動かす行為をしているのか、知る機会もない……」とした、厳しい声も議員に寄せられる。</p> <p>我が党議員団はこの1年間、毎議会、回収と解明の論戦を行ってきた。同僚議員も論戦してきたが、市民には事件の全体像が見えない。そこで伺う。</p> <p>① 本事案の解明に市長直轄のチームで対応されてきた。しかしその内容は議会に報告の経過は確認できない。そのチームで「事業可能性調査から補助取消しまで、なぜ本事案が起きたのか、今後に生かすべき教訓は何か」が検証できているのか。</p> | |

2 12月議会一般質問で「R5年3月の(株)風車からの建設請負会社コスモ関係者の内部告発文書を、新たな訴訟委任弁護士は、承知されているか」と質し、「承知されている」と確認した。事実解明に踏み出されていると期待したい。その際、当時の顧問弁護士から市長部局宛ての文書は非開示だった。大事な局面の文書であり、公開資料とし、その存在と解明を求めたが、市はそれを認め、新訴訟委任弁護士は当該文書の認知を明らかにした。

この経過を経て、その後、党市議団は当該文書の公開請求を行った。ところが「市情報公開条例第7条第1号個人に関する情報」、「同2号当該法人の事業に関する情報」「同6号行政運営情報」を理由に非開示決定だった。納得いかない決定であり、事実解明を求める上で、本文書の開示は欠かせない。そこで、市長に質問する。

① 今城市長は昨年3月議会で「市民の知る権利を尊重し、公文書の公開請求の権利を保障し、市政運営の透明性の一層の向上を図り、市の諸活動を市民に説明する責務を全うすることを目標とする」と明快に答えたが、当該事案は、市長等市職員が公務執行中に起きている事案を、顧問弁護士に相談した内容と推察され、市民や議員には知る権利があり、市政で起きていることの判断内容として、個人法人情報以外は公開すべきでないのか。

3 前市長は補助取り消し処分になった R5年4月前の3月期に、「県と協議したが、年度内の県からの概算払いはない。4年度は市の一般会計のみで決算する。5年度は出来形に応じて県から補助金受ける。…、県は現場での出来形が基本となる…云々…」趣旨を言明していた。

① このことは、R4年6月に概算払いした時点で、県補助交付の概算払い規定は、県が認める50%以上の出来形がない限り、県は市に概算払いはしない」としたことを十分認識して支出命令を出した経過を確認できるのではないか。どう検

証したか。

- ② また、監査意見にあるが、職員聞き取りで「概算払い請求時には、事業の進捗状況の記載は必要なかった。理由は㈱風車と請負業者との支払い契約で前金払い相当額を概算払いする認識」とした記述がある。これは「前金払い」の認定認識ではないか。だから前金払いなら、その支出時に出来形なくとも支出でき、「年度内に50%以上の出来形なくば県から返還されない」とした認識すら語られている。こうした経過を鑑みると、支払い命令判断の緩慢さ、注意義務の職責の検証をどうしたか。

4 R4年度3月期の「農作物輸出拡大施設補助事業採択事務」におき、市は県や国の関係性で、「農業関係の補助事務に関する専門的知見、技術的指導助言は、農業技術者が専門職として配属されている滋賀県高島農業農村振興事務所と協力し、その指導を受け市として補助事務を行う関係にあった」と答えてきた。

だが、市の補助事務である交付決定後の事業実施進捗管理におき、県の指導の下だが市の主体的補助事務で、R4年7月～R5年3月期までに7通達文書で実に66項目以上の追加文書、訂正文書等の指導通知となっている。

- ① 結果として、事故繰り越しは認定されず、年度内出来高精算も提出できず、の事務処理となった。結果の「善良な補助事業者でない」旨を理由にした補助取消しだ。㈱風車が善良な管理者としての責務を果たせなかった結果として、県要綱17条での取消しだ。市の補助取消しは、市要綱第7条に基づく取り下げでなく、市要綱第16条を適用した処分をすべきでなかったか、ここを市長はどのように検証されたか。

- ② 出来高精算できずの経過は深刻だ、検証は避けられない。これは、R5年3月20日現在の出来高を約3億2000万円と試算でき、約1億6000万円の年度内補助金請求が県に出来たものだ。専門的技術の県事務所に補完願っての国補

助交付は理解しても、あらゆる進捗課題に対応した補助事務が求められた市自身の実行体制が脆弱であったと言えるのではないか。こうした検証は、今後の高島市が「国補助金を有効に効率的に活用していく」上で、克服すべき事として、喫緊の組織課題と受け止める必要があるのではないか。

4 4億7600万円超える債権回収で、高裁確定以降、(株)風車に対して現訴訟委託弁護士に、具体的にどのような債権回収業務を指示されてきたのか。(株)風車の代表である飯坂氏への個人提訴を求めたのに対し、「別訴訟とする必要があり、担当弁護士と検討していく」と答弁したが、高裁確定以降、委任弁護士業務として何を指示されたか。それに対し、きちんと責任ある弁護士業務を遂行されているか伺う。

5 予定地5,2haのうち、24棟建設予定の約2,3haにおき、土壌固化材が地中に混入された経過の件で、「土壌汚染ということならば、市部局とも協力し業務所管の県環境事務所に相談したい」と答えた。法と同県条例対策規定に基づく地質変更等の届け出関連の指導調査、勧告などにおき、市として県関係機関にどのような相談したか。経過は如何か。

農地法3条と旧農業基盤強化促進法に則った賃借権での同農地におき、当事者から相談あれば、市が相談対応するか。